

瀬戸市告示第 1 0 0 号



瀬戸市議会 9 月定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 2 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 日 時 令和 6 年 8 月 3 0 日 午前 1 0 時

2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 5 5 号 議 案	瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に 関する条例の制定について……………	1
第 5 6 号 議 案	市有財産（土地）の売払いについて……………	1 2
第 5 7 号 議 案	瀬戸市事務分掌条例の一部改正について……………	1 3
第 5 8 号 議 案	行政組織改編に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について……………	1 6
第 5 9 号 議 案	瀬戸市公告式条例の一部改正について……………	1 9
第 6 0 号 議 案	瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時 特例の一部を改正する条例及び瀬戸市職員の 退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部 を改正する条例の一部改正について……………	2 1
第 6 1 号 議 案	瀬戸市クリーンセンター条例の一部改正につ いて……………	2 8
第 6 2 号 議 案	瀬戸市子ども・若者センター条例の廃止につ いて……………	3 0
第 6 3 号 議 案	瀬戸市こども若者家庭センター条例の制定に ついて……………	3 1
第 6 4 号 議 案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部改正について……………	3 3
第 6 5 号 議 案	瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例の一 部改正について……………	3 7
第 6 6 号 議 案	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変 更について……………	4 0

第 6 7 号議案	交通事故に係る和解について……………	4 2
第 6 8 号議案	瀬戸市スポーツ施設条例の一部改正について……	4 3
第 6 9 号議案	名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域 内における建築物の制限に関する条例の一部 改正について……………	4 5
第 7 0 号議案	市道路線の認定について……………	4 7
第 7 1 号議案	令和 6 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 5 号）…	別冊
第 7 2 号議案	令和 6 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 2 号）……………	別冊
第 7 3 号議案	令和 6 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正 予算（第 1 号）……………	別冊
第 7 4 号議案	令和 6 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正 予算（第 1 号）……………	別冊
第 7 5 号議案	令和 6 年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
認定第 1 号	令和 5 年度瀬戸市一般会計歳入歳出決算の認 定について……………	別冊
認定第 2 号	令和 5 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	別冊
認定第 3 号	令和 5 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	別冊
認定第 4 号	令和 5 年度瀬戸市介護保険事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	別冊
認定第 5 号	令和 5 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算の認定について……………	別冊

認 定 第 6 号	令和 5 年度瀬戸市水道事業会計利益の処分及 び決算の認定について……………	別冊
認 定 第 7 号	令和 5 年度瀬戸市下水道事業会計決算の認定 について……………	別冊
同 意 第 3 号	瀬戸市教育委員会委員の任命について……………	別途
同 意 第 4 号	瀬戸市教育委員会委員の任命について……………	別途
報 告 第 1 0 号	令和 5 年度瀬戸市健全化判断比率の報告につ いて……………	別紙
報 告 第 1 1 号	令和 5 年度瀬戸市公営企業会計資金不足比率 の報告について……………	別紙
報 告 第 1 2 号	専決処分の報告について……………	別紙
報 告 第 1 3 号	放棄した債権の報告について……………	別紙
提 出	令和 5 年度瀬戸市土地開発公社の経営状況を 説明する書類の提出について……………	別冊
提 出	令和 5 年度一般財団法人瀬戸市開発公社の経 営状況を説明する書類の提出について……………	別冊
提 出	令和 5 年度瀬戸まちづくり株式会社の経営状 況を説明する書類の提出について……………	別冊
提 出	令和 5 年度公益財団法人瀬戸市文化振興財団 の経営状況を説明する書類の提出について……………	別冊

6 年市長提出第 5 5 号議案

瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第 2 条 市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 博物館及び公民館の設置、管理及び廃止に関すること（法第 2 1 条第 7 号から第 9 号まで及び第 1 2 号に掲げる事務のうち、博物館及び公民館のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行

する。

（瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 2 瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例（令和5年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（使用時間） 第5条 公民館の使用時間は、午前9時から午後9時までの範囲内とする。ただし、第17条の規定により公民館の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者が<u>市長</u>と協議して定めるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。 （休館日） 第6条 <省略> 2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 （使用の許可） 第7条 公民館の施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更する場合も、また同様とする。 2 <u>市長</u>は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 （使用の制限） 第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する	（使用時間） 第5条 公民館の使用時間は、午前9時から午後9時までの範囲内とする。ただし、第17条の規定により公民館の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者が<u>教育委員会</u>と協議して定めるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。 （休館日） 第6条 <省略> 2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 （使用の許可） 第7条 公民館の施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更する場合も、また同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 （使用の制限） 第8条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該

と認めるときは、施設等の使用を許可しない。 (1)から(4)まで <省略> (5) その他<u>市長</u>が不相当と認めるとき。 (特別の設備等の使用) 第12条 使用者は、施設等の使用に際し、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 (使用許可の取消し等) 第14条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。 (1) <省略> (2) 使用者が第7条第2項の規定による使用の許可に付された条件又は<u>市長</u>の指示に従わないとき。 (3)から(5)まで <省略> 2 前項各号のいずれかに該当し、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者が損害を受けたときは、市は、その責めを負わない。ただし、同項第5号に該当し、<u>市長</u>が必要と認める場合にあっては、この限りでない。 (損害賠償の義務) 第16条 公民館に入館した者及び使用者は、故意又は過失により建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。 (指定管理者) 第17条 <u>市長</u>は、公民館の管理及び運営を法人その他の団体であつて瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成1	当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。 (1)から(4)まで <省略> (5) その他<u>教育委員会</u>が不相当と認めるとき。 (特別の設備等の使用) 第12条 使用者は、施設等の使用に際し、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 (使用許可の取消し等) 第14条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。 (1) <省略> (2) 使用者が第7条第2項の規定による使用の許可に付された条件又は<u>教育委員会</u>の指示に従わないとき。 (3)から(5)まで <省略> 2 前項各号のいずれかに該当し、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者が損害を受けたときは、市は、その責めを負わない。ただし、同項第5号に該当し、<u>教育委員会</u>が必要と認める場合にあっては、この限りでない。 (損害賠償の義務) 第16条 公民館に入館した者及び使用者は、故意又は過失により建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。 (指定管理者) 第17条 <u>教育委員会</u>は、公民館の管理及び運営を法人その他の団体であつて瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（
--	---

6年瀬戸市条例第16号)の規定により<u>市長</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。 (指定管理者が行う業務) 第18条 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。 (1)から(3)まで <省略> (4) 前3号に掲げるもののほか、公民館の管理に関し<u>市長</u>が必要と認める業務 2 第7条、第8条、第12条から第16条までの規定は、前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合に準用する。この場合において、第7条第1項、第8条及び第12条から第15条までの規定中「使用」とあるのは「利用」と、第7条、第8条、第12条及び第14条中「<u>市長</u>」とあるのは「指定管理者」と、第12条から第16条までの規定中「使用者」とあるのは「利用者」と、第14条第1項中「使用料」とあるのは「利用料(第19条第1項に規定する「利用料」をいう。)」と読み替えるものとする。 (委任) 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。	平成16年瀬戸市条例第16号)の規定により<u>教育委員会</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。 (指定管理者が行う業務) 第18条 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。 (1)から(3)まで <省略> (4) 前3号に掲げるもののほか、公民館の管理に関し<u>教育委員会</u>が必要と認める業務 2 第7条、第8条、第12条から第16条までの規定は、前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合に準用する。この場合において、第7条第1項、第8条及び第12条から第15条までの規定中「使用」とあるのは「利用」と、第7条、第8条、第12条及び第14条中「<u>教育委員会</u>」とあるのは「指定管理者」と、第12条から第16条までの規定中「使用者」とあるのは「利用者」と、第14条第1項中「使用料」とあるのは「利用料(第19条第1項に規定する「利用料」をいう。)」と読み替えるものとする。 (委任) 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。
---	--

(瀬戸市文化財保護条例の一部改正)

3 瀬戸市文化財保護条例(昭和47年瀬戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第3条 <u>法第190条第2項の規定に基づき、瀬戸市教育委員会</u>	(設置) 第3条 <u>瀬戸市教育委員会</u>(以下「委員会」とい

戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （組織及び任期） 第4条 審議会は委員7人以内で組織し、委員は<u>市長</u>が委嘱する。 2及び3 <省略> （任務） 第5条 審議会は、文化財の保存及び活用に関し、<u>市長</u>の諮問に答え、又は<u>市長</u>に意見を具申し、<u>及び</u>このために必要な調査研究を行う。 （指定等） 第6条 <u>市長</u>は、文化財のうち市にとって重要なものを瀬戸市指定有形文化財、瀬戸市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）、瀬戸市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）、若しくは瀬戸市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）、又は瀬戸市指定史跡、瀬戸市指定名勝若しくは瀬戸市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。）（以下「市指定文化財」と総称する。）に指定することができる。 2 <u>市長</u>は、市指定無形文化財の指定にあたっては、その保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定するものとし、その指定後において必要と認めるときは、保持者又は保持団体を追加して認定することができる。 3 <u>市長</u>は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、市指定無形文化財若しくは市指定無形民俗文化財を指定しよう	<u>う。</u>）に、瀬戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （組織及び任期） 第4条 審議会は委員7人以内で組織し、委員は<u>委員会</u>が<u>市長と協議して</u>委嘱する。 2及び3 <省略> （任務） 第5条 審議会は、文化財の保存及び活用に関し、<u>委員会</u>の諮問に答え、又は<u>委員会</u>に意見を具申し、<u>また、</u>このために必要な調査研究を行う。 （指定等） 第6条 <u>委員会</u>は、文化財のうち市にとって重要なものを<u>市長と協議のうえ、</u>瀬戸市指定有形文化財、瀬戸市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）、瀬戸市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）、若しくは瀬戸市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）、又は瀬戸市指定史跡、瀬戸市指定名勝若しくは瀬戸市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。）（以下「市指定文化財」と総称する。）に指定することができる。 2 <u>委員会</u>は、市指定無形文化財の指定にあたっては、その保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定するものとし、その指定後において必要と認めるときは、保持者又は保持団体を追加して認定することができる。 3 <u>委員会</u>は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、市指定無形文化財若しくは市指定無形民俗文化財を指定しよう
--	--

する場合又は所有者若しくは権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。 4 <u>市長</u>は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。 5及び6 <省略> 7 <u>市長</u>は、有形の市指定文化財の指定をしたときは、その所有者に指定書を交付する。 (指定等の解除) 第7条 <u>市長</u>は、市指定文化財がその価値を失ったときその他特別の理由が生じたときは、市指定文化財の指定を解除することができる。 2 <u>市長</u>は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるとき<u>その他特別</u>の理由があるときは、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。 3 <u>市長</u>は、第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。 4及び5 <省略> 6 前項の場合には、<u>市長</u>は、有形の市指定文化財及び市指定無形文化財に係るときは、その旨を告示するとともにその所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体として認定されていたもの（保持団体にあつては、その代表者（保持団体が解散した場合には、代表者であった者））に通知し、市指定無形民俗文化財に係るときは、その旨を告示するものとする。 (所有者の管理義務及び管理責任者)	とする場合又は所有者若しくは権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。 4 <u>委員会</u>は、第1項の規定による指定又は第2項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。 5及び6 <省略> 7 <u>委員会</u>は、有形の市指定文化財の指定をしたときは、その所有者に指定書を交付する。 (指定等の解除) 第7条 <u>委員会</u>は、市指定文化財がその価値を失ったときその他特別の理由が生じたときは、<u>市長と協議して</u>市指定文化財の指定を解除することができる。 2 <u>委員会</u>は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるとき、<u>その他特別</u>の理由があるときは、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。 3 <u>委員会</u>は、第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。 4及び5 <省略> 6 前項の場合には、<u>委員会</u>は、有形の市指定文化財及び市指定無形文化財に係るときは、その旨を告示するとともにその所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体として認定されていたもの（保持団体にあつては、その代表者（保持団体が解散した場合には、代表者であった者））に通知し、市指定無形民俗文化財に係るときは、その旨を告示するものとする。 (所有者の管理義務及び管理責任者)
---	---

第8条 有形の市指定文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく<u>規則</u>並びに<u>市長</u>の指定に従い、当該市指定文化財を管理しなければならない。 2 有形の市指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もっぱら自己に<u>代わり</u>当該市指定文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに<u>市長</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。 4 <省略> 第8条の2 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、<u>規則</u>の定める基準により、その管理に必要な標識、説明板、境界標、<u>囲柵</u>その他の施設を設置するものとする。 （現状変更の制限等） 第8条の3 有形の市指定文化財（市指定有形民俗文化財を除く。）に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については<u>規則</u>で定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 2 <u>市長</u>は、前項の許可を与える場合においては、その許可に当該市指定文化財の保存上必要な条件を付することができる。 3 <u>市長</u>は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。	第8条 有形の市指定文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく<u>委員会規則</u>並びに<u>委員会</u>の指定に従い、当該市指定文化財を管理しなければならない。 2 有形の市指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もっぱら自己に<u>代り</u>当該市指定文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに<u>委員会</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。 4 <省略> 第8条の2 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、<u>委員会規則</u>の定める基準により、その管理に必要な標識、説明板、境界標、<u>囲さく</u>その他の施設を設置するものとする。 （現状変更の制限等） 第8条の3 有形の市指定文化財（市指定有形民俗文化財を除く。）に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ<u>委員会</u>の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については<u>委員会規則</u>で定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 2 <u>委員会</u>は、前項の許可を与える場合においては、その許可に当該市指定文化財の保存上必要な条件を付することができる。 3 <u>委員会</u>は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
---	---

4 <u>市長</u>は、第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第2項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。 5 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>に届け出なければならない。	。 4 <u>市</u>は、第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第2項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、その通常生ずべき損失を補償する。 5 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ<u>委員会</u>に届け出なければならない。
(届出)	(届出)
第9条 有形の市指定文化財の所有者（管理責任者がある場合で、管理責任者に関して第2号の事由に該当するとき又は第3号若しくは第4号の事由に該当するときは、管理責任者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。 (1)から(4)まで <省略>	第9条 有形の市指定文化財の所有者（管理責任者がある場合で、管理責任者に関して第2号の事由に該当するとき並びに第3号及び第4号の事由に該当するときは、管理責任者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を<u>委員会</u>に届け出なければならない。 (1)から(4)まで <省略>
2 有形の市指定文化財の所有者（管理責任者がある場合で、第1号の事由に該当するときは、管理責任者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ<u>市長</u>に届け出なければならない。ただし、<u>規則</u>で定める場合には、届出を要せず、又は事後に届け出ることをもって足りる。 (1)及び(2) <省略>	2 有形の市指定文化財の所有者（管理責任者がある場合で、第1号の事由に該当するときは、管理責任者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ<u>委員会</u>に届け出なければならない。ただし、<u>委員会規則</u>で定める場合には、届出を要せず、又は事後に届け出ることをもって足りる。 (1)及び(2) <省略>
3 第6条第2項の規定により市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定されたものが次の各号のいずれかに該当するときは、保持者（保持者が死亡した場合にあっては、その相続人）又は保持団体の代表者（保持団体が解散（消滅を含む。以下同じ。）した場合にあっては、代表者であった者）は、速やかに<u>市長</u>に届け出なければならない。 (1)から(3)まで <省略> (補助等)	3 第6条第2項の規定により市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定されたものが次の各号のいずれかに該当するときは、保持者（保持者が死亡した場合にあっては、その相続人）又は保持団体の代表者（保持団体が解散（消滅を含む。以下同じ。）した場合にあっては、代表者であった者）は、速やかに<u>委員会</u>に届け出なければならない。 (1)から(3)まで <省略> (補助等)

第10条 <u>市長</u>は、市指定文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費の全部又は一部につき、予算の範囲内で補助し、又は負担することができる。 (管理等に関する勧告等)	第10条 <u>市</u>は、市指定文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費の全部又は一部につき、予算の範囲内で補助し、又は負担することができる。 (管理等に関する勧告等)
第11条 <u>市長</u>は、市指定文化財の管理、修理、復旧その他の保存に関して所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体に対し、必要な勧告又は指示をすることができる。 (公開等の勧告)	第11条 <u>委員会</u>は、市指定文化財の管理、修繕、復旧その他の保存に関して所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体に対し、必要な勧告又は指示をすることができる。 (公開等の勧告)
第12条 <u>市長</u>は、市指定文化財（市指定史跡名勝天然記念物を除く。）の公開その他の活用にに関して所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体に対し、必要な勧告をすることができる。 (所有者変更に伴う権利義務の承継)	第12条 <u>委員会</u>は、市指定文化財（市指定史跡名勝天然記念物を除く。）の公開その他の活用にに関して所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体に対し、必要な勧告をすることができる。 (所有者変更に伴う権利義務の承継)
第13条 市指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定文化財に関し、この条例に基づいてする<u>市長</u>の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。 (補助金等の返還)	第13条 市指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定文化財に関し、この条例に基づいてする<u>委員会</u>の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。 (補助金等の返還)
第14条 <u>市長</u>は、第10条の規定に基づく補助金又は負担金（以下「補助金等」という。）の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときその他特別の理由が生じたと認めるときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (1) 市指定文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に關し、条例又はこれに基づく<u>規則</u>に違反したとき。 (2)から(4)まで <省略> (調査又は報告)	第14条 <u>委員会</u>は、第10条の規定に基づく補助金又は負担金（以下「補助金等」という。）の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときその他特別の理由が生じたと認めるときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (1) 市指定文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に關し、条例又はこれに基づく<u>委員会規則</u>に違反したとき。 (2)から(4)まで <省略> (調査又は報告)
第15条 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、あらかじめ、市指定文化財の所有者、管理責任	第15条 <u>委員会</u>は、必要があると認めるときは、あらかじめ、市指定文化財の所有者、管理責

者、保持者若しくは保持団体の同意を得て、当該市指定文化財の現状、管理又は修理若しくは復旧の状況を調査し、又は報告を求めることができる。 (委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	任者、保持者若しくは保持団体の同意を得て、当該市指定文化財の現状、管理又は修理若しくは復旧の状況を調査し、又は報告を求めることができる。 (委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>委員会規則</u>で定める。
--	--

(瀬戸市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の瀬戸市文化財保護条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定により委嘱された委員は、この条例の施行日に前項の規定による改正後の瀬戸市文化財保護条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、旧条例の規定により定められた任期の残任期間と同一の期間とする。

(瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行前に附則第2項の規定による改正前の瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例若しくは旧条例（以下「改正前条例等」という。）の規定によりされた許可その他の行為又はこの条例の施行の際現に改正前条例等の規定によりされている届出その他の行為は、この条例の施行後は、附則第2項の規定による改正後の瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例又は新条例の相当規定によりされた許可その他の行為又は届出その他の行為とみなす。

(理 由)

この案を提出するのは、博物館及び公民館の設置等に関する事並びにスポーツ及び文化に関する事について、施設の機動的かつ一体的な活用の促進、スポーツを通じた経済及び地域の活性化並びにやきもののまちとして地域資源（歴史、文化、産業）の活用を、総合的なまちづくりの観点から、地域振興、まちづくり等の関連行政と併せて市長が管理執行することで、施設、スポーツ及び文化の持つ効用をより活かしていくため必要があるからである。

6 年市長提出第 5 6 号議案

市有財産（土地）の売払いについて

本市は、次の内容により市有財産（土地）を売り払うものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

- | | | |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 土地の所在 | 瀬戸市萩殿町 2 丁目 1 7 8 番 1、1 7 8 番 2 |
| 2 | 地 目 | 宅地 |
| 3 | 登 記 面 積 | 1 8，6 5 5．4 7 平方メートル |
| 4 | 売 払 方 法 | 制限付き一般競争入札 |
| 5 | 売 払 価 額 | 5 1 0，0 1 0，0 0 0 円 |
| 6 | 売 払 先 | 名古屋市東区泉一丁目 1 3 番 3 6 号 |

シー・クエンス株式会社

代表取締役 藤井浩彦

（理 由）

この案を提出するのは、市有財産（土地）を売り払うに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

6 年市長提出第 5 7 号議案

瀬戸市事務分掌条例の一部改正について

瀬戸市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市事務分掌条例の一部を改正する条例

瀬戸市事務分掌条例（平成 1 7 年瀬戸市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（市長直轄組織及び部の設置） 第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の市長直轄組織及び部を置く。 市長直轄組織<u>防災安全課</u> <u>企画部</u> <u>総務部</u> <u>経済文化部</u> 市民生活部 健康福祉部 都市整備部 （市長直轄組織の事務分掌） 第 2 条 市長直轄組織は、おおむね次の事務を分掌する。	（市長直轄組織及び部の設置） 第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の市長直轄組織及び部を置く。 市長直轄組織<u>危機管理課</u> <u>市長直轄組織まちづくり協働課</u> <u>市長直轄組織シティプロモーション課</u> <u>経営戦略部</u> <u>行政管理部</u> <u>地域振興部</u> 市民生活部 健康福祉部 都市整備部 （市長直轄組織の事務分掌） 第 2 条 市長直轄組織は、<u>社会情勢の変化に伴う課題に総合的かつ迅速に対応するため、おおむね次の事務を分掌する。</u>

(1)及び(2) <省略> (3) <u>市民の安全</u>に関すること。 (企画部の事務分掌)	(1)及び(2) <省略> (3) <u>市民協働の促進</u>に関すること。 (4) <u>市民の自発的な活動及び交流の促進</u>に関すること。 (5) <u>シティプロモーション</u>に関すること。 (6) <u>市政情報</u>に関すること。 (経営戦略部の事務分掌)
第3条 <u>企画部</u>は、おおむね次の事務を分掌する。 (1) <省略> (2) <u>市政情報</u>に関すること。 (3) 市政の総合的な<u>企画及び調整</u>に関すること。 (4) <省略> (5) <u>シティプロモーション</u>に関すること。 (6) <省略> (総務部の事務分掌)	第3条 <u>経営戦略部</u>は、<u>都市の経営を戦略的に推進するため</u>、おおむね次の事務を分掌する。 (1) <省略> (2) 市政の総合的な<u>調整及び企画</u>に関すること。 (3) <省略> (4) <省略> (行政管理部の事務分掌)
第4条 <u>総務部</u>は、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略> (6) <u>市税</u>に関すること。 (経済文化部の事務分掌)	第4条 <u>行政管理部</u>は、<u>都市経営の基盤となる行政事務の品質を向上させるため</u>、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略> (地域振興部の事務分掌)
第5条 <u>経済文化部</u>は、おおむね次の事務を分掌する。 (1) <u>商工業及び陶磁器産業</u>に関すること。 (2) <省略> (3) <u>芸術文化</u>に関すること。 (4) <u>スポーツ</u>に関すること。 (市民生活部の事務分掌)	第5条 <u>地域振興部</u>は、<u>地域における経済活動、芸術文化及びスポーツの振興を促進するため</u>、おおむね次の事務を分掌する。 (1) <u>工業及び農林業</u>に関すること。 (2) <u>商業及び陶磁器産業</u>に関すること。 (3) <省略> (4) <u>芸術文化の振興</u>に関すること。 (5) <u>スポーツの振興</u>に関すること。 (市民生活部の事務分掌)
第6条 <u>市民生活部</u>は、おおむね次の事務を分掌	第6条 <u>市民生活部</u>は、<u>市民が安全かつ安定した</u>

する。 (1) <u>市民の協働、自発的活動及び交流に関する</u>こと。 (2) <u>多様性社会の実現</u>に関すること。 (3) <省略> (4) <省略> (健康福祉部の事務分掌)	<u>日常生活を送る上で必要となる基本的なサービスを提供するため、おおむね次の事務を分掌する。</u> (1) <u>日常生活の中で発生する諸問題</u>に関すること。 (2) <u>地域の安全</u>に関すること。 (3) <省略> (4) <u>市税に関する</u>こと。 (5) <省略> (健康福祉部の事務分掌)
第7条 健康福祉部は、おおむね次の事務を分掌する。 (1)及び(2) <省略> (3) 子ども・若者及び子育てに関すること。 (4)から(6)まで <省略> (都市整備部の事務分掌)	第7条 健康福祉部は、<u>福祉を推進し、子育てを支援し、及び市民の健康を増進するため、おおむね次の事務を分掌する。</u> (1)及び(2) <省略> (3) 子ども及び子育てに関すること。 (4)から(6)まで <省略> (都市整備部の事務分掌)
第8条 都市整備部は、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(3)まで <省略> (4) <u>農林業に関する</u>こと。 (5) <省略>	第8条 都市整備部は、<u>社会資本を整備し、及び維持するため、おおむね次の事務を分掌する。</u> (1)から(3)まで <省略> (4) <省略>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、多様化及び複雑化する社会ニーズに対応できる組織の再構築に当たり、行政組織の改編及び事務分掌の整理のため、瀬戸市事務分掌条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

6 年市長提出第 5 8 号議案

行政組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
行政組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

行政組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市特別職報酬等審議会条例（昭和 4 1 年瀬戸市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 9 条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> 人事課において処理する。	(庶務) 第 9 条 審議会の庶務は、 <u>行政管理部</u> 人事課において処理する。

(瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例の一部改正)

第 2 条 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例（令和 4 年瀬戸市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 1 4 条 審査会の庶務は、 <u>総務部</u> 行政課において処理する。	(庶務) 第 1 4 条 審査会の庶務は、 <u>行政管理部</u> 行政課において処理する。

(瀬戸市行政不服審査会運営条例の一部改正)

第 3 条 瀬戸市行政不服審査会運営条例（令和 4 年瀬戸市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 1 0 条 審査会の庶務は、 <u>総務部</u> 行政課において処理する。	(庶務) 第 1 0 条 審査会の庶務は、 <u>行政管理部</u> 行政課において処理する。

（瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会条例の一部改正）

第 4 条 瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会条例（平成 2 8 年瀬戸市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、 <u>市民生活部多様性協働課</u> において処理する。	(庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、 <u>市長直轄組織まちづくり協働課</u> において処理する。

（瀬戸市文化施設運営委員会条例の一部改正）

第 5 条 瀬戸市文化施設運営委員会条例（平成 1 7 年瀬戸市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、 <u>経済文化部</u> 文化課において処理する。	(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、 <u>地域振興部</u> 文化課において処理する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、行政組織改編に伴う所管の変更に当たり、瀬戸市特別職報酬等審議会条例、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例、瀬戸市行政不服審査会運営条例、瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会条例及び瀬戸市文化施設運営委員会条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

6 年市長提出第 5 9 号議案

瀬戸市公告式条例の一部改正について

瀬戸市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市公告式条例の一部を改正する条例

瀬戸市公告式条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例の公布) 第 2 条 <省略> 2 条例の公布は、 <u>瀬戸市役所前</u> の掲示場に掲示して行う。	(条例の公布) 第 2 条 <省略> 2 条例の公布は、 <u>次に掲げる</u> 掲示場に掲示して行う。 (1) <u>瀬戸市役所前掲示場</u> (2) <u>瀬戸市役所水野支所前掲示場</u> (3) <u>瀬戸市役所幡山支所前掲示場</u> (4) <u>瀬戸市役所品野支所前掲示場</u>
(規則の公布及び規程の公表) 第 3 条 <u>規則を公布しようとするとき又は市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。</u> 2 <u>前条第 2 項の規定は、前項の規則の公布又は規程の公表にこれを準用する。</u>	(規則の公布) 第 3 条 <u>前条の規定は、規則について準用する。</u> (市長の定める規程の公表) 第 4 条 <u>規則を除くほか、市長の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長の氏名を記入し</u>

(市の機関の定める規則及び規程の公布又は公表) <u>第4条 前条の規定は、市の機関の定める規則及び規程で公表を要するものにこれを準用する。</u> この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは、「<u>当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名</u>」と読み替えるものとする。 (施行期日の特例) <u>第5条</u> <省略>	<u>て、市長印を押さなければならない。</u> <u>2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。</u> (市の機関の定める規則及び規程の公布又は公表) <u>第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、会議の傍聴に関する規則その他市の機関の定める規則について準用する。</u>この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは、「<u>当該機関を代表する者</u>」と読み替えるものとする。 <u>2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。</u>この場合において、同条第1項中「市長の氏名」とあるのは「<u>当該機関を代表する者の氏名</u>」と、「市長印」とあるのは「<u>当該機関を代表する者の印</u>」と読み替えるものとする。 (施行期日の特例) <u>第6条</u> <省略>
---	--

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、事務の効率化を図るため、規則の公布等の手続及び掲示場の設置箇所数を見直すに当たり、瀬戸市公告式条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

6 年市長提出第 6 0 号議案

瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する
条例及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部
を改正する条例の一部改正について

瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例
及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する
条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する
条例及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部
を改正する条例の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条
例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正す
る条例（昭和 4 2 年瀬戸市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 及び 2 <省略> (低額年金の年額についての特例) 3 退職年金又は遺族年金で、次の表の左欄の区 分のいずれかに該当するものの <u>令和 6 年 4 月分</u> 以降の年額がそれぞれ同表の左欄の区分に対応 する同表の右欄に定める額に満たないときは、 当該右欄に定める額をもってその年額とする。	附 則 1 及び 2 <省略> (低額年金の年額についての特例) 3 退職年金又は遺族年金で、次の表の左欄の区 分のいずれかに該当するものの <u>平成 1 2 年 4 月</u> <u>分</u> 以降の年額がそれぞれ同表の左欄の区分に対 応する同表の右欄に定める額に満たないときは 、当該右欄に定める額をもってその年額とする

退職年金又は遺族年金	金額	退職年金又は遺族年金	金額
65歳以上の者に給する退職年金	円 <u>1, 163, 300</u>	65歳以上の者に給する退職年金	円 <u>1, 132, 700</u>
65歳未満の者に給する退職年金	<u>872, 400</u>	65歳未満の者に給する退職年金	<u>849, 500</u>
遺族年金	<u>813, 400</u>	遺族年金	<u>792, 000</u>
4 令和6年3月31日以前に給与事由の生じた前項に規定する退職年金又は遺族年金の同月分までの年額については、なお従前の例による。		4 平成12年3月31日以前に給与事由の生じた前項に規定する退職年金又は遺族年金の同月分までの年額については、なお従前の例による。	
5 <省略>		5 <省略>	

（瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する
条例の一部改正）

第2条 瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例（昭和51年瀬戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （遺族年金の年額に係る加算の特例） 第3条 遺族年金を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。 (1) 扶養遺族（当該妻により生計を維持し、又は当該妻と生計を共にする瀬戸市職員の退職年金等に関する条例（昭和30年瀬戸市条例第14号）第8条第1項に規定する遺族で、	附 則 （遺族年金の年額に係る加算の特例） 第3条 遺族年金を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。 (1) 扶養遺族（当該妻により生計を維持し、又は当該妻と生計を共にする瀬戸市職員の退職年金等に関する条例（昭和30年瀬戸市条例第14号）第8条第1項に規定する遺族で、

遺族年金の支給を受けるべき要件を備えたものをいう。)である子が2人以上ある場合 <u>27万3,900円</u>	遺族年金の支給を受けるべき要件を備えたものをいう。)である子が2人以上ある場合 <u>26万7,500円</u>
(2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が1人ある場合 <u>15万6,400円</u>	(2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が1人ある場合 <u>15万2,800円</u>
(3) 60歳以上である場合(前2号に該当する場合を除く。) <u>15万6,000円</u>	(3) 60歳以上である場合(前2号に該当する場合を除く。) <u>15万2,800円</u>
2 <省略>	2 <省略>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例(以下「改正後の条例第7号」という。)及び第2条の規定による改正後の瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例(以下「改正後の条例第37号」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(多額所得による退職年金停止についての経過措置)

第2条 令和6年4月分から同年6月分までの退職年金に関する瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例(昭和24年瀬戸市条例第11号)第3条の規定の適用については、附則第4条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる退職年金の年額をもって退職年金の年額とする。

(遺族年金の年額に係る加算についての経過措置)

第3条 改正後の条例第37号附則第3条第1項の規定は、令和6年4月1日前に支給すべき事由の生じた遺族年金で令和6年4月分以後に支給すべきものについて適用し、令和6年3月分以前に支給すべき遺族年金については、なお従前の例による。

(退職年金及び遺族年金の年額の改定)

第4条 職員に給する退職年金又はその者の遺族に給する遺族年金については、令和6年4月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

第5条 この条例の規定による退職年金又は遺族年金の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

(内払)

第6条 改正後の条例第7号及び改正後の条例第37号の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例又は第2条の規定による改正前の瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された退職年金又は遺族年金は、それぞれ改正後の条例第7号又は改正後の条例第37号の規定による退職年金又は遺族年金の内払とみなす。

附則別表（附則第4条関係）

退職年金又は遺族年金の年額の計算 の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
円	円
1, 147, 000	1, 178, 000
1, 197, 800	1, 230, 100
1, 250, 000	1, 283, 800
1, 301, 700	1, 336, 800

1, 3 5 4, 6 0 0	1, 3 9 1, 2 0 0
1, 3 8 7, 4 0 0	1, 4 2 4, 9 0 0
1, 4 2 0, 3 0 0	1, 4 5 8, 6 0 0
1, 4 5 7, 6 0 0	1, 4 9 7, 0 0 0
1, 5 1 0, 8 0 0	1, 5 5 1, 6 0 0
1, 5 5 6, 6 0 0	1, 5 9 8, 6 0 0
1, 5 9 9, 4 0 0	1, 6 4 2, 6 0 0
1, 6 5 1, 0 0 0	1, 6 9 5, 6 0 0
1, 7 0 3, 1 0 0	1, 7 4 9, 1 0 0
1, 7 5 9, 8 0 0	1, 8 0 7, 3 0 0
1, 8 1 7, 2 0 0	1, 8 6 6, 3 0 0
1, 8 8 8, 7 0 0	1, 9 3 9, 7 0 0
1, 9 3 3, 9 0 0	1, 9 8 6, 1 0 0
1, 9 9 2, 0 0 0	2, 0 4 5, 8 0 0
2, 0 4 8, 7 0 0	2, 1 0 4, 0 0 0
2, 1 6 1, 0 0 0	2, 2 1 9, 3 0 0
2, 1 9 1, 2 0 0	2, 2 5 0, 4 0 0
2, 2 7 7, 8 0 0	2, 3 3 9, 3 0 0
2, 3 9 2, 8 0 0	2, 4 5 7, 4 0 0
2, 5 2 0, 0 0 0	2, 5 8 8, 0 0 0
2, 5 8 4, 9 0 0	2, 6 5 4, 7 0 0
2, 6 4 6, 8 0 0	2, 7 1 8, 3 0 0
2, 7 3 5, 2 0 0	2, 8 0 9, 1 0 0
2, 7 8 7, 3 0 0	2, 8 6 2, 6 0 0

2, 9 3 8, 0 0 0	3, 0 1 7, 3 0 0
3, 0 1 2, 9 0 0	3, 0 9 4, 2 0 0
3, 0 9 0, 9 0 0	3, 1 7 4, 4 0 0
3, 2 4 1, 4 0 0	3, 3 2 8, 9 0 0
3, 3 9 3, 0 0 0	3, 4 8 4, 6 0 0
3, 4 3 2, 6 0 0	3, 5 2 5, 3 0 0
3, 5 5 7, 9 0 0	3, 6 5 4, 0 0 0
3, 7 3 5, 7 0 0	3, 8 3 6, 6 0 0
3, 9 1 1, 9 0 0	4, 0 1 7, 5 0 0
4, 0 2 0, 6 0 0	4, 1 2 9, 2 0 0
4, 1 2 6, 7 0 0	4, 2 3 8, 1 0 0
4, 3 4 2, 0 0 0	4, 4 5 9, 2 0 0
4, 5 5 2, 8 0 0	4, 6 7 5, 7 0 0
4, 5 9 4, 2 0 0	4, 7 1 8, 2 0 0
4, 7 5 8, 0 0 0	4, 8 8 6, 5 0 0
4, 9 6 4, 6 0 0	5, 0 9 8, 6 0 0
5, 1 7 0, 1 0 0	5, 3 0 9, 7 0 0
5, 3 7 4, 2 0 0	5, 5 1 9, 3 0 0
5, 5 0 3, 1 0 0	5, 6 5 1, 7 0 0
5, 6 4 0, 4 0 0	5, 7 9 2, 7 0 0
5, 9 0 4, 9 0 0	6, 0 6 4, 3 0 0

退職年金又は遺族年金の年額の計算の基礎となっている給料年額が
1, 1 4 7, 0 0 0 円未満の場合においては、その年額に 1. 0 2 7
を乗じて得た額（5 0 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5

0 円以上 1 0 0 円未満の端数があるときはこれを 1 0 0 円に切り上げる。) を、5, 9 0 4, 9 0 0 円を超える場合においてはその年額を仮定給料年額とする。

(理 由)

この案を提出するのは、恩給法（大正 1 2 年法律第 4 8 号）に規定する年金である恩給の額が改定されたことに伴い、この改定の措置に準じて瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例の一部を改正する条例及び瀬戸市職員の退職年金等に関する条例の臨時特例等の一部を改正する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

6 年市長提出第 6 1 号議案

瀬戸市クリーンセンター条例の一部改正について

瀬戸市クリーンセンター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市クリーンセンター条例の一部を改正する条例

瀬戸市クリーンセンター条例（昭和 3 5 年瀬戸市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用許可) 第 4 条 処理施設を使用することができる者は、 <u>次の各号のいずれかに該当し、市長の許可を受けた者とする。</u> (1) <u>市内において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 7 条第 1 項の許可を受けた者</u> (2) <u>市内において浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 3 5 条第 1 項の許可を受けた者</u> (3) <u>その他市長が必要と認めた者</u> 2 及び 3 <省略> (技術管理者の資格) 第 6 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(11)まで <省略>	(使用許可) 第 4 条 処理施設を使用することができる者は、 <u>次に掲げる条件を具備し、かつ、市長の許可を受けた者でなければならない。</u> (1) <u>一般廃棄物収集運搬業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者であること。</u> (2) <u>し尿及び浄化槽汚泥等の搬入は、タンク車によって行うこと。</u> 2 及び 3 <省略> (技術管理者の資格) 第 6 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 2 1 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(11)まで <省略>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の瀬戸市クリーンセンター条例第4条の規定により受けている施設の使用の許可については、この条例の施行後もその許可により認められている期間は、なおその効力を有する。

（理 由）

この案を提出するのは、災害時等における自治体間の円滑な協力体制の構築を図るに当たり、瀬戸市クリーンセンター条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

6 年市長提出第 6 2 号議案

瀬戸市子ども・若者センター条例の廃止について

瀬戸市子ども・若者センター条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市子ども・若者センター条例を廃止する条例

瀬戸市子ども・若者センター条例（令和 2 年瀬戸市条例第 4 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市子ども・若者センターを廃止するため必要があるからである。

6 年市長提出第 6 3 号議案

瀬戸市こども若者家庭センター条例の制定について

瀬戸市こども若者家庭センター条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市こども若者家庭センター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 6 条第 1 項並びに児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 0 条の 2 第 1 項及び子ども・若者育成支援推進法（平成 2 1 年法律第 7 1 号）第 1 3 条の規定に基づき、瀬戸市こども若者家庭センター（以下「センター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 センターの名称、位置、所掌事務及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所掌事務	所管区域
瀬戸市 こども 若者家 庭セン ター	瀬戸市川端 町 1 丁目 3 1 番地	1 母子保健に関すること。 2 市長が必要と認める事項に関 すること。	瀬戸市の 全域
	瀬戸市栄町 4 5 番地	1 子ども・若者に関すること。 2 市長が必要と認める事項に関 すること。	

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瀬戸市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1（第 5 条関係）			別表第 1（第 5 条関係）		
職種	職務 の級	基準となる職務	職種	職務 の級	基準となる職務
<省略>			<省略>		
(14) 学校 教育職	1 級	1 及び 2 <省略> 3 <u>こども若者家庭センタ ーにおける相談員の職務</u> 4 <省略>	(14) 学校 教育職	1 級	1 及び 2 <省略> 3 <u>子ども・若者センター における相談員の職務</u> 4 <省略>
<省略>			<省略>		

(理 由)

この案を提出するのは、「子育て世代包括支援センター」の機能と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化した組織として子育て家庭等に対する相談支援を実施することにより、母子保健及び児童福祉の両機能の連携及び協働を深め、切れ目なく、漏れなく対応するため並びに若者の支援を一体的に行っていくため、瀬戸市こども若者家庭センターを設置するに当たり、必要があるからである。

6 年市長提出第 6 4 号議案

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年瀬戸市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第 2 9 条 <省略> 2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)及び(2) <省略> (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>1 5 人</u> につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>2 5 人</u> につき 1 人 3 <省略> (職員)	(職員) 第 2 9 条 <省略> 2 保育士数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)及び(2) <省略> (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>2 0 人</u> につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>3 0 人</u> につき 1 人 3 <省略> (職員)

第31条 <省略> 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) <省略> (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 <省略> （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条 <省略> 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。 (1)及び(2) <省略> (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 <省略> （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条 <省略> 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	第31条 <省略> 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)及び(2) <省略> (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 <省略> （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条 <省略> 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。 (1)及び(2) <省略> (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 <省略> （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条 <省略> 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
---	---

(1)及び(2) <省略> (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 <省略>	(1)及び(2) <省略> (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 <省略>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 当分の間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くように努めなければならない。

（理 由）

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中所要の事項を改正す

るため必要があるからである。

6 年市長提出第 6 5 号議案

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年瀬戸市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>(掲示等)</u> 第 2 3 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u> (電磁的記録等) 第 5 3 条 <省略>	<u>(掲示)</u> 第 2 3 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するよう努めなければならない。</u> (電磁的記録等) 第 5 3 条 <省略>

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と<u>教育・保育給付認定保護者</u>の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。 (1) <省略> (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u> 3 から 6 まで <省略>	2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、<u>教育・保育給付認定保護者</u>の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。 (1) <省略> (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u> 3 から 6 まで <省略>
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年4月1日までの間におけるこの条例による改正後の瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条（同条例第50条において準用す

る場合を含む。)の規定の適用については、同条例第23条中「掲示するとともに」とあるのは「掲示しなければならないほか」と、「供しなければ」とあるのは「供するよう努めなければ」とする。

(理 由)

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

6 年市長提出第 6 6 号議案

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 3 月 2 0 日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
別表第 1（第 4 条関係）	別表第 1（第 4 条関係）
＜省略＞	＜省略＞
2 <u>資格確認書等</u> の引渡し	2 被保険者証及び資格証明書の引渡し
3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付	3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
＜省略＞	＜省略＞

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の一部改正に伴い、現行の被保険者証が廃止されるため、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定による協議を

することについて、同法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を
求めるため必要があるからである。

6 年市長提出第 6 7 号議案

交通事故に係る和解について

本市が当事者である交通事故について、次により和解するものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

1 事故の概要

令和 6 年 5 月 2 日瀬戸市学校給食センター敷地内において、相手方普通貨物自動車が進出した際、駐車中の学校教育課の軽乗用自動車に接触し、当該軽乗用自動車に損傷した物損事故

2 損傷の状況

後方のドア、窓ガラス及びバンパーの損傷

3 損害賠償の額

5 9 6 , 2 7 4 円（車両損害料、レッカー費用及び代車費用）

4 和解の要旨

- (1) 相手方は、本市に対し、本件事故に係る損害賠償として上記 3 の金額を支払う。
- (2) 本市と相手方は、本件事故に基づく損害に関し、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

（理 由）

この案を提出するのは、本市が当事者である交通事故に係る和解をするに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

根拠を明確化するに当たり、瀬戸市スポーツ施設条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

6 年市長提出第 6 9 号議案

名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和 3 年瀬戸市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第 4 条関係）	別表（第 4 条関係）
建築してはならない建築物	建築してはならない建築物
次に掲げる建築物以外の建築物	次に掲げる建築物以外の建築物
1 <省略>	1 <省略>
2 物流施設（ <u>物資の流通の効率化に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 5 号）第 4 条第 1 号</u> に規定する流通業務の用に供するものをいう。）	2 物流施設（ <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 1 7 年法律第 8 5 号）第 2 条第 1 号</u> に規定する流通業務の用に供するものをいう。）

附 則

この条例は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 3 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）の一部改正に伴い、名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

6 年市長提出第 7 0 号議案

市道路線の認定について

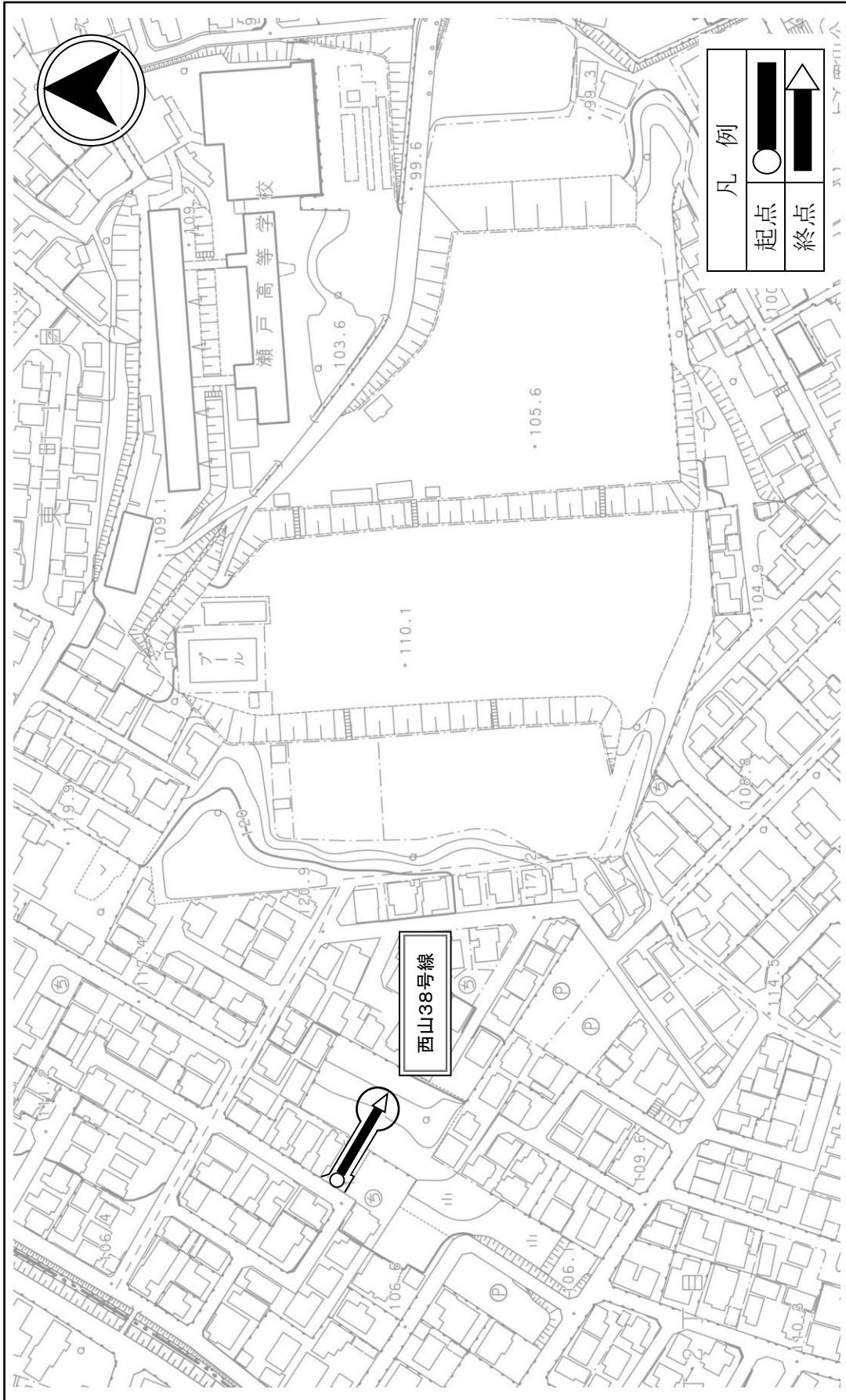
道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

瀬戸市長 川 本 雅 之

路線番号	路 線 名	起 点
		終 点
0 8 2 8 1	西山 3 8 号線	西山町 2 丁目 1 3 番 1 7 地先
		西山町 2 丁目 1 3 番 1 0 地先
1 2 5 7 7	矢形 1 0 号線	矢形町 1 8 番地先
		矢形町 1 2 番 5 地先
2 1 0 2 9	原山台 2 2 号線	原山台 2 丁目 3 番 1 地先
		原山台 2 丁目 3 番 6 地先

認定路線図



認定路線図

